

冷戦後の日米関係と同盟政治

——在沖米軍基地をめぐる安全保障／権力関係——

南山 淳

はじめに

複雑化する冷戦後の安全保障問題に関して、様々な議論が提出されているが、それらを検討してみると、依然として「国家安全保障 (national security)」の問題が十分に消化されていないことが少なくない。例えば、経済安全保障や環境安全保障の重要性が叫ばれるようになってきているが、それはあくまで安全保障領域の拡大を意味するものに過ぎない。また、近年、その影響力を拡大しつつある「人間の安全保障 (human security)」¹⁾という概念も安全保障の目的／客体としての「人間」を念頭においたものであり、その具体的な担い手／主体として想定されるのは国家および、その連合体としての国際組織である。多国籍企業やNGOがいかに重要な役割を果たしているとしても、それはあくまで特定領域内のことであり、軍事的安全保障領域を中心とする安全保障領域全般において、主権国家を凌駕す

る国際主体とはなり得ていない。

筆者は以前、国際政治および安全保障における主体が、ミシェル・フーコーが指摘する、権力／知の「網の目」の中で構成されるということを指摘したが、にもかかわらず（むしろそうであるがゆえに）、国際関係（論）における特権的な行為主体が依然として主権国家であることも事実である。ではいったい、伝統的な国際関係論や安全保障研究と国際主体の構成性を重視する研究との違いはどこにあるのだろうか。

本稿の目的は、冷戦後の日米同盟と沖縄の問題を事例として、安全保障関係における主体構成の力学を、権力／知（pouvoir/savoir）の観点から検証することにある。国家は決して所与の存在として安全保障主体であるわけではない。あくまで権力／知の「網の目」の中で、安全保障主体として構成されるのである。本稿では、冷戦型安保からポスト冷戦型「再定義」安保への変容と重なるように進化した、大田昌秀県政下の反基地闘争の拡大、ならびに代理署名拒否をめぐる政治過程を、安全保障主体の構成をめぐる権力闘争の力学として一体的に捉えるものとする。

第一章 日米同盟の系譜学——同盟／安全保障レジームの形成——

「日米安保体制」は、日米安保条約という単なる国際条約上の取り決めであるというだけではなく、日米関係における政治・軍事・外交・経済全域にわたる権力構造の総体を意味するという指摘はつとになされてきた。にもかかわらず、冷戦後の今日においても、同体制の中核価値が軍事的な安全保障関係、即ち「日米同盟」に置かれているこ

とは間違いない。だからこそ、それは安全保障研究の中心的な研究対象領域であり続けてきたのである。いわゆる「物（基地）と人（米軍）との協力」（西村熊雄元外務省条約局長）という協力形態の非対称性を除けば、日米安保体制は、紛れもなく安全保障研究で「どうと」ころの「同盟（Alliance）」である。

アメリカにとっての、日米同盟の意義は、いうまでもなく、冷戦構造下における極東地域、あるいは冷戦後世界におけるアジア太平洋地域でのパワー・バランスの優位を確保することにある。同盟という制度内の二国間関係には国際環境の変化に起因する流動的要素が含まれているとしても、安保改定によって、アメリカの日本に対する防衛義務が明確化され、日本の経済的パワーの増大によって生じた日米間の経済格差の急激な解消が、いわゆる「責任分担論」を生み出したのはその証左である。また冷戦の終焉は日米同盟そのものの存在意義を大きく動揺させることになった。なぜなら、それは伝統的な同盟論を逸脱した「仮想敵国なき同盟システム」の招来を意味していたからである。以下、冷戦期から冷戦後にかけての、日米同盟の意味内容の変化について検討する。

まず冷戦期のアメリカにとって、日米同盟は概ね伝統主義的な同盟論に沿った存在であった。それは、冷戦構造という二極化した国際システムの中で、アメリカを中心に制度化された同盟システムを、ソ連（あるいは東アジアにおける）中国等、敵対勢力に対して自らに優位なパワー・バランスを維持するためのものであったといつてよい。もちろん、六〇年代の安保改定における、日本に対する防衛義務の明確化や、八〇年代の「責任分担」問題といった、同盟システム内部における（アメリカにとっての）コストと利益のバランスをいかに均衡させるかという問題は、日米同盟を維持していくうえで、極めて重要な争点であった。しかしながら、それはあくまでもシステムの運営方法をめぐる政策選択の問題であり、少なくとも、冷戦が終結するまでは、日米同盟を解消しようという主張が真剣に論じら

れることはなかつたのである。

では冷戦期の日本にとって、日米同盟はいかなるものであったのか。周知のごとく、憲法第九条によって、日本は同盟システムを維持するための協力手段を制約されている。確かに、軍事同盟を維持しながら、集団的自衛権の発動を拒否する国家が歴史上希有な存在であることは間違いない。しかしながら、そのような制約を日米両国が認めている限り、共通の脅威（仮想敵国）に共同で対処するという同盟システムの要諦を備えていると考えてよい。

ただアメリカと日米同盟の関係が伝統的なバランス・オブ・パワー論によって説明できるのとは違い、日本の同盟システムへのコミットメントに関しては、その歴史的特殊事情を踏まえた、異なる説明が必要になる。アメリカにとつての日米同盟は、たとえそれが世界戦略上、重要なシステムの一部であったとしても、あくまで多層構造を持つ安全保障システムの一構成要素に過ぎない。

これに対して、日本にとつてのそれは、冷戦後の今日に至るまで安全保障政策上の要であり続けている。というのも、少なくとも国連憲章第七章に基づく集団安全保障システムが機能していない構造的アナーキー下の世界において、憲法九条によって、自らの軍事力に制約を課すということは、そうでない場合と比較して、より多くのリスクを甘受することになると考えられているからである。したがって、同盟システムへの非脆弱性に関する格差という意味において、日米間に支配従属関係が発生することは当然であるといえる。

では、このような支配従属関係の存在にもかかわらず、日米同盟が、冷戦後のNATOとならんで、近年「最も成功した同盟」のひとつとして言及されるのはなぜか。いわゆる「脅威の均衡」ならびに「バンドワゴンの論理」の視角からの分析が有効である。¹⁰ 周知のごとく、第二次世界大戦後、アメリカと日本（あるいは西ヨーロッパにおけるN

A.T.O諸国)の間には、ソ連(および一九七〇年代までの中国)という共通の仮想敵国が存在し、これに起因する脅威認識が西側同盟の結束の強化を促進してきた。¹¹ むろん、ここでいう「均衡」はある種の隱喩(metaphor)であり、厳密な意味での等分の関係が成り立ち得るかどうかということは問題ではない。¹² アメリカにとっては、冷戦というグローバルな権力闘争を戦う「敵」として、日本にとってはより直接的な安全保障上の脅威として、ソ連に対する脅威認識が共有されていたという点が重要なのである。

そして、冷戦が構造化していくなか、アメリカの対日占領から講和条約・安保条約締結への政治過程¹³において、好むと好まざるとにかかわらず、日本は「西側」陣営の一員であるという選択を余儀なくされる。それは、アメリカが冷戦に勝利するとの予測に基づいて、日米同盟に傾斜していったというよりも、冷戦構造下の日米安保体制に固定化されてしまったがゆえに、日米同盟そのものに、自らの安全保障および利益を求めていかざるを得なかったということである。「勝ち馬に乗る」といった意識的な選択がどの程度達成されたか否かについては疑問を持たざるを得ないが、少なくとも伝統的なバランス・オブ・パワーよりもバンドワゴンの論理が、日本の同盟形成の力学を説明する枠組みとして、理論的な妥当性を有しているのは確かである。

さらに平和憲法と軍事同盟の共存¹⁴という矛盾を規範構造と論理構造の両側面から補完しているのが、日米安保条約と国連憲章第七章の關係である。¹⁵ 日米安保体制が、少なくとも法制度上は、国連集団安全保障体制が実働をするまでの過度的措置として位置づけられている一方で国連憲章第五一条は、法的に集団安全保障と同盟政治の併存を正当化するという論理構造を基盤として成り立っている。¹⁶ それは同盟がいかに構造化され、固定化されたとしても、普遍的集団安全保障体制という「国際社会の理想」が実現するまでの過度的措置として位置づけることで、平和憲法と日米

同盟の矛盾を永遠に先送りすることを可能にしているのである。そしてリベラリズム的な規範構造を背景の一部に持ちながらも、リアリズム的な国際政治観・安全保障観を土台として発展してきた日米同盟の基本構造に大きな変化をもたらしたのが、冷戦終結と湾岸戦争という国際政治の構造変動である。結果としてそれは特にアメリカにおいて「日米同盟不要論」という形で吹き出し、クリントン政権下における「日米安保の再定義」という形で一応の収束をみたこの国際安全保障構造の変容は日米同盟の基本構造を大きく動揺させる。一言でいえば、それは「日米同盟のレジーム化」と表現することができる。安全保障レジームとは、互恵性に基づいて、国家に自己利益の追求を越えた行動を促す原理、規則、規範の総体であるが、冷戦後、日米同盟がレジーム化したという根拠として、以下の二点をあげることができる。

まず冷戦構造の崩壊とソ連邦の消滅が、日米同盟が共有する基盤とその構成原理を解体してしまった。仮想敵国あるいは安全保障上の脅威を欠いた同盟など歴史上存在したことがないという指摘は、冷戦終結直後のNATOに対してしばしばなされた指摘であるが、これが冷戦後の日米同盟にも該当することは改めて指摘するまでもない。伝統的なバランス・オブ・パワー論であろうと、ネオリアリズムに依拠した脅威の均衡論やバンドワゴン論であろうと、「共通の敵」の存在なくして同盟の形成・維持の力学を説明・理解することは不可能なのである。

では、例えば冷戦後の中国や北朝鮮を冷戦期のソ連に代替させていくことは、可能であろうか。結論からいえば、それは困難である。グローバルに展開する強力な核戦力を保持していた旧ソ連とは違い、中国や北朝鮮の軍事的能力が、アメリカにとっての直接的な脅威を構成する可能性はほとんどないといつてよい。もちろん、東アジアあるいはアジア・太平洋地域において、両国の軍事力が大きな不安定要因となる可能性を完全に否定することはできないかも

しない。

しかしながら、冷戦下の隔絶した二極対立構造とは異なり、特に現代中国は、市場経済のグローバル化から大きな恩恵を得ており、それは国際社会が容認しない武力行使のリスクを高める構造、ある種のネガティブ・フィードバック・ループを作りだしている。¹⁹⁾ しかも、一部で取りざたされている中国および北朝鮮の脅威論は、仮にそれが一定の妥当性を含んでいるとしても、一義的には台湾や朝鮮半島に対する軍事的脅威であり、日米同盟の再強化を促進するような、「新しい」冷戦構造を作り出す可能性は極めて低いといつてよい。²⁰⁾

もちろん、だからといって、直ちに日米同盟が不要になると主張しているわけではない。既述したように、日米安保体制が日米間の権力関係の総体であるとすれば、そして経済関係を中心に両国間の相互浸透が深化しているとすれば、これに起因して同盟破棄という選択肢の相対的なリスクが高まることになり、軍事的脅威の低下は直接同盟の破棄にはつながりにくくなる。しかしながら、ここで問題としなければならぬのは、そのような国際制度の持続性の問題ではなく、同盟形成の論理の変化という点である。というのも、少なくとも伝統的な同盟理論が、冷戦後の同盟政治の変化に対して理論的な限界を呈していることは明らかだからである。

日米同盟がレジーム化したという二つめの理由は、第一の点と密接に関係するが、同盟の目的が特定の仮想敵国に対する抑止および防衛から、アジア・太平洋地域における軍事紛争一般の抑止にシフトしているということである。一九八〇年代から九〇年代にかけてのアジア・太平洋地域はグローバル経済の成長センターであった。九〇年代半ばに、いわゆる「アジア経済危機」を経験し、当該地域の経済発展が、少なからず低迷していることは確かだが、にもかかわらず、日米両国にとって（軍事的な意味も含めて）最重要地域であることに違いはない。なぜなら、グローバ

ル経済の発展を、自らの権力強化の基盤とする日米二大経済大国にとって、アジア・太平洋の安定化は安全保障上の利益と直結しており、そのため、グローバル化した金融経済システムの安定化の攪乱・阻害要因となる地域紛争の封じ込めは至上命題となるからである。²¹⁾

したがって、安全保障上の個別具体的な脅威を物理的に排除するという伝統的な軍事防衛は、少なくとも同盟の目的としては、二義的なものとならざるを得ない。というのも、武力による紛争解決に成功したとしても、軍事紛争によってグローバルな金融経済システムの安定が大きく阻害されるなら、広義の安全保障政策としては失敗を意味することになるからである。冷戦後のアジア・太平洋地域において「アメリカのプレゼンス」が問題となった大きな原因は、米軍の軍事戦略的な展開能力そのものではなく、それを通じて示される当該地域に関与し続けるという「アメリカの意志」が動揺した点にあったのである。

さらに、以上の点から、少なくとも、日米同盟（および、それによってもたらされる米軍の「プレゼンス」）は、地域秩序の安定に資するかぎりにおいて、第三国から支持を獲得することが可能になる。²²⁾ もちろん、中国や北朝鮮のように、一方的に仮想敵国視されている対象国から支持を得ることは困難であるが、それは、あくまで日米両国に対する不信感に起因するものであり、同盟の「新しい」役割そのものに対するものではない。

一九九五年二月二七日、クリントン政権下の米国防総省に、ジョセフ・S・ナイ（Joseph S. Nye, Jr.）国防次官補を中心とするグループが提出した「東アジア戦略報告―東アジア太平洋地域におけるアメリカの安全保障政策―（U. S. Security Strategy for the East Asia-Pacific Region）」²³⁾、いわゆる「ナイ・レポート（the Nye Report）」²⁴⁾ そのような観点から理解すべきものである。同報告は、安全保障の経済的側面に焦点をおき、同盟の軍事的機能の非

軍事領域に及ばず効用を積極的に評価し、アメリカの伝統的同盟政策の転換を訴えたものである。伝統的な同盟観に依拠するかぎり、冷戦構造の崩壊が日米同盟の終焉を招来することは論理的必然であったが、同報告の影響は極めて大きく、冷戦後、経済を中心とした非軍事領域の重要性が高まったにもかかわらず（むしろそれゆえに）、同盟の軍事的機能の必要性もかえって高まるという、伝統主義的な安全保障研究にはなかつた価値転換をもたらしたのである。その意味で、同報告は、アメリカの安全保障政策に対して、ネオリベラル制度主義的な視角を導入することを、初めて明確に宣言したものととして評価することができよう。

実際、一九九六年四月の「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—（Japan-U. S. Joint Declaration on Security : Alliance for 21st Century）」の前文には、「我々の同盟関係は、この地域（アジア・太平洋地域）の力強い経済成長の土台であり続ける」という明確な意思表示が示されており、それは軍事同盟の経済的役割を公式に評価するという意味で画期的なものであったといえる。²⁴同時に、それは、非軍事的な安全保障領域の重要性を主張しているにもかかわらず、軍事的安全保障と非軍事的安全保障の関係については、沈黙を守ってきた、安全保障領域の拡大を主張する者に対しても、強烈な問題提起を突き付けたのである。

いずれにせよ、このようにして実行された「日米安保の再定義」は、もっぱら有事対応を念頭に構想されてきた日米同盟を、平時の秩序維持機能を担うシステムへと拡充させることになる。「安全保障とは酸素のようなものであり、それがなくなるまで人々は気づかないが、いったん空気がなくなれば、それ以外のものは考えられなくなるぐらい重要なものとなるのである」という、ナイの有名な一節は、²⁵見方を変えれば、同盟は、まるで空気のように無意識の存在として、機能することが望ましいということを主張しているのである。

それは、規範的には、安全保障こそがあらゆる社会現象の基盤をなし、その最も重要な手段として同盟を位置づける「安全保障至上主義」の宣言であり、政策手段としては、日米同盟の目的と第三国を含めたアジア・太平洋地域全体の安全保障上の利益を同一のものとする、国際連合における「大国主導の集団安全保障」と同じ論理構造を持つことになる。²⁶したがって、理論的には、同盟と集団安全保障体制の二つの異なったシステム特性を、同盟機能の一部に集団安全保障の要素を取り込むという形で、「新しい」安全保障レジーム²⁷の構築を企図したものであるといえる。しかも、それは冷戦構造の崩壊、国際政治経済システムのグローバル化といった、現実の国際政治・安全保障構造の変動に促されているため、冷戦後のNATOとともに、同盟の意味を大きく変える可能性を有しているのである。²⁸

第二章 「安全保障」の脅威—日米同盟の中の沖縄—

一九九六年四月、日米両政府は、日米安保の「再定義」を受けて、冷戦の産物であった日米同盟を、冷戦後世界における日米関係の基軸として再確認した。²⁹それは同時に、米軍基地の存在に起因して構造的に再生産されてきた基地被害の問題が、日本の一地方に過ぎない沖縄に冷戦後も依然として過重な負担を強い続けることを意味していた。実際、在沖米軍基地の面積は、平成九年三月現在において、約二四二八六ヘクタール、県土面積の一〇・七パーセント、沖縄本島の一九・三パーセントを占めている。これは在日米軍基地の総面積の二四・六パーセントに相当し、北海道の四〇・七パーセントに次ぐものである。特に米軍専用施設にかぎってみると、日本全体の七四・八パーセントが国

土面積の約〇・六パーセントの沖縄に集中していることになる³⁰。この数字を見ただけでも、冷戦の終焉がもたらすはずであった「平和の配当」が、沖縄にとってほとんど実感できないものであることは容易に推察できよう。

他方、冷戦期の沖縄基地問題は基本的には内政問題であり、安全保障研究の分野においても、ブラックボックスとして処理すべき対象とされてきた。在沖米軍基地の問題は分析レヴェルの異なる問題であり、常に日米安保体制の従属変数として位置づけられてきたといつてよい。

しかしながら、ポスト冷戦期における日米安保体制と沖縄の関係は、従来の安全保障研究の枠を越えた展開を見せることになる。冷戦終結後、日米安保体制の正当性が揺らぐなか、一九九五年の「米兵少女暴行事件」を契機とした反基地感情の激化、ならびにその後大田昌秀沖縄県知事（当時）の「米軍用地の強制使用代理執行拒否」によって表明された明確な異議申し立てが³¹、日米安保体制そのものの存在を揺るがす状況をもたらし、結果として、日米両政府は、国家戦略の枢軸である日米安保体制を安定的に維持するために「沖縄問題」³²への本格的対応を余儀なくされることになる。換言すれば、沖縄基地問題を、「安全保障問題」として取り扱わなければならなくなったのである。このことは、いわゆる「安全保障概念の再定義」をめぐる論争とも密接に関係している³³。

周知のごとく、伝統的なあるいは現実主義的な安全保障研究は、安全保障の概念をしばしば国家安全保障概念に還元して処理しようとする傾向を持つ。しかしながら、実際には、後者は前者のひとつの形式に過ぎず、安全保障概念に内在する（安全保障の）客体の論争性、すなわち「何のための、誰のための安全保障か」という問いに対するひとつの解答例を示しているに過ぎない。確かに、国家安全保障の論理が圧倒的な説得力を持っていた冷戦期においては、安全保障の「主体としての国家」と「客体としての国民」の自明性が問われることはあまりなかったが、現実には、

【在日米軍基地全国比】

* 一時使用施設の()内の数字は施設の全部が一時使用施設となっているもの。

〈面積〉

区 分	全 国		沖 縄		本 土	
	数	率	数	率	数	率
米軍専用施設	31,400	100%	23,498	74.8%	7,902	25.2%
一時使用施設	67,518	100%	787	1.2%	66,731	98.8%
合 計	98,918	100%	24,286	24.6%	74,633	75.4%

〈施設数〉

区 分	全 国		沖 縄		本 土	
	数	率	数	率	数	率
米軍専用施設	90	100%	37	41.1%	53	58.9%
一時使用施設	55(42)	100%	5(2)	9.1%	55(40)	90.1%
合 計	132	100%	39	29.5%	93	70.5%

平成9年3月末現在

〈出所：『沖縄の米軍基地』（沖縄県総務部知事公室）平成10年3月，15頁〉

国家によって安全を保障される「国民」は決して一様の存在ではなく、それによって享受できる「安全」には明らかな格差が存在していることが、安全保障上の諸問題を引き起こす原因となっている。国家とその空間領域を共有しながらも、政治体制のあり様を拒絶する反体制勢力に対して、国家が弾圧を加えることは、安全保障問題における主体と客体のズレを示す最も極端な例であろう。国家安全保障と個人の安全保障 (individual security) は本質的に緊張関係にあるといつてよい。³⁴⁾

日米安保体制の成立は、たとえそれが敗戦および冷戦構造という圧倒的な制約要因の下でなされたものであったとしても、あくまで日本政府の政治的選択の結果であり、日米同盟を柱とした軍事・防衛戦略が、アメリカの世界戦略の効率的遂行と日本の国家安全保障の強化を目的

として遂行されてきたものであることは否定しがたい現実である。

沖縄が本土から分離された歴史過程にも、これと同様の論理が働いている。沖縄の分離は既に一九四三年の時点において、アメリカの対日占領政策の一環として既定方針となっており、沖縄を「永続的に米軍の基地化する政策は、戦勝国たる米軍の一方的な決定に加えて、敗戦国の日本政府が直接・間接に合意して実施された、いかなれば日米両国政府の政治的『合作』による産物」であったのである。³⁵

しかしながら、それによって、実際に「安全」を享受し得るのは、本土に居住している日本「国民」のみであり、これに包取されない沖縄にもたらされることになったのは、アメリカの世界戦略と日本の国家安全保障政策の遂行に伴う負担^{コスト}の一方的集中であった。米軍統治下においては直接占領という形で、本土復帰後は「軍事基地との共存」の強制という形で、国家は常に沖縄県民の生命と財産を脅かす存在であり続けてきたのである。したがって、沖縄にとつて日米安保体制という形で顕在化した「国家」の存在は、安全保障の担い手としてよりも、「脅威の源泉」として認識されることになる。その意味では、国家安全保障と「人間の安全保障」の対立関係が先鋭化している事例のひとつとして捉えることができよう。

では日米同盟は、具体的に、いかなる形で「脅威の源泉」となっているのか。二つに分けて考える必要がある。ひとつは、在沖米軍基地および自衛隊基地の集中に起因して日常的に発生している事件・事故等のいわゆる「基地被害」の問題である。³⁷ 周辺地域住民にとつて、演習行動等の基地機能の遂行過程で生じる事故は生命を直接脅かす現象である。特に、嘉手納および普天間の航空基地機能の一環である航空機ならびにヘリコプターの訓練行動には、大惨事を引き起こす可能性が常に付随している。実際、結果として大事故に至らないとしても、その潜在的可能性が極めて高

い、演習中の事故は、文字通り日常茶飯事である。沖繩県民の多くは恒常的に生命の危険にさらされており、それは「生命を脅かされることに対する恐怖感のない状態」という安全保障の基本命題を国家戦略そのものが脅かすという、ある種の倒錯状況を引き起こしている。

このことは、安全保障の問題領域を、経済、環境問題にまで拡大したとしても、基本的に変わらない。米軍基地の存在が、沖繩の経済振興の大きな障害になっていることは周知の事実であるし、環境問題に関しても、赤土流出、P
CB漏出事故、劣化ウラン弾の誤射等、環境破壊要因となる事故は枚挙に暇がない。むしろ、安全保障領域の拡大は、日米同盟が沖繩に及ぼす脅威がより深刻なものであることを一層浮き彫りにすることになる。日米安保体制が、あらゆる面で、沖繩にとっての「脅威の源泉」となっていることは否定しがたい現実なのである。

確かに、これらの問題が対外的脅威から生命と財産を守るためのコストであると考えれば、一定の正当性あるいは合理性を主張することは論理的には可能であろう。しかしながら、現実には、そのような主張が説得力を持つことは困難である。というのも、日米同盟が沖繩に及ぼしている脅威は、基地被害の問題にとどまらないからである。それが、「脅威の源泉」としての日米同盟のもうひとつの側面である。

いうまでもなく、在沖米軍基地は、アメリカの世界戦略の要である。特に冷戦後世界において、同基地の戦略的価値は、冷戦期よりもむしろ高まっているという評価が定着しつつある。朝鮮半島や台湾海峡という「潜在的紛争地域」を抱える東アジア地域において、ソウルまで一三〇〇キロメートル、北京まで一八〇〇キロメートル、そして台北にいたっては約六〇〇キロメートルという軍事戦略上の要衝にあるという事実は、少なくとも本土と比較した場合に、攻撃目標になる蓋然性が高いということの意味することになる。つまり、沖繩は、平時には一方的な米

軍基地の集中が生みだす基地被害によって、有事には戦略的要衝として戦争機能の中樞を担わされることによって、その安全を恒常的に脅かされ続けているのである。

したがって、在沖米軍基地の問題が安全保障の問題として理解されなければならないことはもはや疑問の余地はない。それが「生命を脅かされる恐怖の不在」というまぎれもない安全保障の原義に直接関わる問題であることは明らかだからである。そして、このことは、代理署名拒否をめぐる「職務執行命令訴訟」の法廷の場においてなされた、大田昌秀前沖縄県知事の、以下の証言に明確に見てとることができる。

「……安保条約というのは日本国民の生命、財産を守ることですが、我々沖縄の県民も日本国民の一部でございますから、その日本国民の一部である沖縄県民の日常的な生活において、生活の場における基本的な人権の侵害の問題とか、つまり財産権の問題とかですね、あるいは平和の問題とかですね、そういう面で、更には嘉手納基地のように、町のど真ん中であって、日常的に市民が恐怖の念を持っていると、いつ、事故が起こるかという形で恐怖の念を持っているということはですね、これは矛盾ではないかという気がします。ですからそういった面を是非とも配慮していただきたいというふうに考えています」⁴³⁾。

一般に、日米安保体制についての研究は、比重の違いはあるとしても、沖縄基地問題を文字通り処理すべき「問題」のひとつとしていることが少なくない。そこでの、沖縄基地問題はしばしば従属変数あるいは歴史上の「挿話」⁴⁴⁾として処理されると同時に、日米同盟の存在が常に所与の前提と見なされ続けてきたことを意味している。

しかしながら、これまで沖縄の米軍基地問題そのものが、安全保障研究の直接の対象とならなかった理由は、安全保障研究という分野そのものが冷戦構造に強く拘束されていたからということに過ぎない。問題は、冷戦という特殊な歴史構造のなかで、安全保障研究が依拠してきた存在論（国家中心主義）と認識論（客観主義あるいは実証主義）の相関関係についての検証作業が不当に軽視されてきた点にある。存在論を決定するのは規範と歴史認識であり、認識論は、基本的にこれに依拠して決定される。さらに、特定の方法論は、特定の認識論に基づいて選択される。したがって、研究対象と方法論の相対的な分離を特徴とする方法論的客観主義は、学問知の生成・発展過程が、歴史的に、いかなる権力関係に条件付けられてきたかという側面を隠蔽する傾向を不可避的に有することになる。

第三章 象徴権力としての安全保障——安全保障関係における主体構成問題と沖縄——

象徴暴力と象徴権力

アメリカ中心に発達した実証主義／客観主義的な国際関係論ならびに安全保障研究が、ミシェル・フーコーが問題化した、「権力関係が科学的言説と主体の構成過程に対して及ぼす影響」という理論的視角を著しく欠落させていることは、別稿で詳述した。他方、いわゆ「沖縄経験」⁴⁵を理論的視座の中核に据えることは、自らの特殊経験を通じて構成された認識枠組みの内側と外側という別の二項対立構造を持ちだすことになり、結果として客観的な安全保障研

究対特殊歴史的経験に依拠する「沖繩反戦平和主義」あるいは、「人間の安全保障」へと安易に援用するといふ形で、不毛な対立を再燃させることになる。

したがって、本稿の目的である、安全保障関係の中の沖繩基地問題を定式化するためには、「両者の境界領域において展開される、主体構成をめぐる権力作用を理論的に検証する必要がある。具体的には安全保障 (security) という言説をめぐる政治過程を、両者の接点、ひとつの「場」として捉えたい。安全保障関係において、なぜ特定の主体 (国家) が優越し、特定の主体 (沖繩) が周辺化されるのか、その力学の解明を試みる。

ここで、本章で適用される理論的フレームワークについて、言及しておきたい。本章では、主体構成をめぐる権力関係を権力／知の観点から捉える方法として、ピエール・ブルデューの「象徴権力論」を導入する。⁴⁶ブルデューの象徴権力論は権力関係の不可欠な構成要素として、象徴的支配効果に着目するものであり、その意味で、フーコーの権力関係論を理論的に補完する機能を持つものと位置づけることができる。⁴⁷

権力を行使する側と当該の権力関係に従属している側には、共に自らの立場を「誤認 (méconnaissance)」し、そこには権力関係など存在しないかのように「再認 (reconnaissance)」するという、ある種の共犯関係が成立している。ブルデューは、所与性を疑われることのない構造の中で「正当な」象徴に基づいて行使される権力を「構造化されているがゆえに構造化する支配の手段」と位置づけ、これを「象徴権力 (pouvoir symbolique)」と呼んだのである。

彼によれば、「象徴暴力 (violence symbolique)」を行使するあらゆる権力、即ち様々な意味を押しつけると同時に、自らの力の基盤である力の諸連関 (les rapports de force) を隠蔽することによって、それらの意味を正統なものとして押しつける権力は、その様な力の諸連関に固有の象徴的力を加える。⁴⁸象徴暴力とは、恣意的に選択された意味

作用を押しつけるだけでなく、押しつけるといふ行為および、押しつけられた意味作用そのものを「客観的真理」として正統化することによって、「権力の遂行と永続化をはかる象徴的支配効果」を意味する。そして、権力―被権力間関係における誤認⁴⁹再認を成功裏に循環させていくことによって、単なる物理的暴力は象徴権力へ転化していくのである。⁵⁰

ただし、ここでいう恣意性とは単なる根拠のないエゴイズムを意味しているわけではない。それは、何らかの意味で、合理性を備えていなければ、決して十分な象徴的支配効果を發揮することはできない。恣意性とは、あくまで意味作用の取捨選択に関わるものであり、意味そのものを捏造することではないのである。したがって、ここでは象徴生産（合理化）に直接携わる専門家集団の存在、特に、それと集団全体との関係が重要な意味を持つことになる。

象徴暴力としての安全保障と日米同盟の中の沖繩

なぜ日米同盟は、様々な批判に晒されながら、冷戦後一〇年以上が経過した今日においても、その正当性を認知され続けているのだろうか。国際関係に関心を持つ者にとって、その解答は自明であろう。曰く「それは東アジア地域における冷戦の産物である」、曰く「冷戦後の不安定な安全保障環境の中で、アジア・太平洋地域にアメリカ軍のプレゼンスを維持することは日米両国、ひいては当該地域全体にとっての利益であり、日米同盟はそのための欠くことのできない要石である」と。このような一般的説明は、それぞれ一定の妥当性と問題点を含んでいるが、⁵⁰本稿で問題化しなければならないのは、では日米同盟はどのように合理化されてきたのか、換言すれば、冷戦期からポスト冷戦期にかけて、日米同盟はいかにしてその政治的正統性を獲得してきたのかという点である。

ブルデューによれば、社会的現実を生産するために、社会秩序に関する直観的かつ論理的な思考体系を編成することが象徴権力の目的であり、ここでは「(論理的)統合が(倫理的)統合の前提条件となる」⁵¹⁾。したがって、国際関係論および安全保障研究の分野において、日米同盟の論理的統合がいかんにして図られてきたかという点を検証することによって、象徴権力としての日米同盟の特質を明らかにすることができる。

冷戦期の日米同盟が、主に(ネオ)リアリズムと同盟理論によって、冷戦後の日米同盟が、主にネオリベラル制度主義と安全保障レジーム論によって、合理化され得るということは、既に第一章で示した通りである。さらにこれらの諸理論が国際システム構造そのものを焦点においているのに対して、コンストラクティヴィズムの導入によって、いわゆる単位レヴェルの規範構造を中心とした合理化を図ることも可能になる⁵²⁾。以下、順に見ていこう。

(ネオ)リアリズムに強く依拠する同盟理論は、元々、ロバート・コックスのいう、「問題解決理論」としての機能が強く、それが冷戦期における安全保障政策との強い構成関係を作り出してきた。問題解決理論は、その理論的特性として、問題領域を分割・固定化し、制度や諸関係のパターンを一定のものとして、いくつかの、比較的緻密な変数操作を通じて問題を処理しようとするため、行為枠組みそのものを固定化してしまうという非歴史的性質を有することになる⁵³⁾。固定的な枠組みとは、アナキーな国際システム構造とそれに依拠する同盟政治に他ならない。

同盟理論は、多くの実証主義国際関係理論と同様、国家および国家間の同盟関係を与件として捉え、特定の変数を設定し、それらの概念操作を通じて、同盟政治の因果的説明を試みるという、典型的な問題解決/実証主義理論の論理構成をとっている。したがって、同盟そのものが依拠する存在論および認識論上の前提は所与とされ、その検証作業は捨象される。その理論的関心は、同盟をいかに効率的に維持していくかという点に集中し、同盟の前提である、

安全保障の意味内容は自明のものとして、「国家の生存」あるいは「ナショナル・インタレストの極大化」と等置されることになる。結果として、国家あるいは国家間同盟が、対内的な「脅威の源泉」となる可能性を、政策的には、支払うべきコストの問題として、分析的には、異なる分析レベルの問題（levels-of-analysis problem）として処理してしまうことになる。⁵¹

そして、このような論理構造は、同盟を国際制度／安全保障レジームと見なすネオリベラル制度主義および安全保障レジーム論においても同様に当てはまる。⁵² ネオリベラル制度主義者であるジョセフ・ナイが、「日米安保の再定義」に深く関与していたこともあり、⁵⁶ 同学派は近年その影響力を増してきている。同盟理論が、同盟を国家間の相対利得追求のための戦略的手段と見なすのに対し、ネオリベラル制度主義は同盟を国家間の絶対利得を調整するために継続的に機能する国際制度として位置づける。しかしながら、それが国家の選好と制度の位置づけ（独立変数が従属変数か）に関する基本仮定の違いに過ぎない。⁵⁷ 両者の対立は同盟政治のより妥当な説明方法をめぐる対立に過ぎず、「行為の準拠枠」そのものの妥当性を問うものではないのである。

また、いわゆるコンストラクティヴィズムの視点から、日米同盟を見るとどうなるか。⁵⁸ 日米同盟そのものに関するコンストラクティヴィズムの研究は決して多くはないが、おそらく以下のような見解にまとめることができよう。六〇年代の安保闘争の激化や冷戦構造の崩壊といった、日米同盟の根幹を動揺させる幾つかの歴史的事件を経験しながらも、なぜ日本は日米同盟を安全保障政策の機軸として堅持してきたのか。ネオリアリズムやネオリベラル制度主義等の演繹的な国際関係理論であれば、ア priori に安全保障上の「ナショナル・インタレスト」を仮定し、例えば「バンドワゴンの論理」といった枠組みに、日本の対外行動を当てはめて、これを説明しようとする。コンストラクティ

ヴィズムの場合、戦争経験や日本国憲法九条によって構成された平和志向的な安全保障文化 (culture of national security) が軍事的安全保障への関与を否定的に捉えるという、日本独自の安全保障観を作りだしたという主観主義的な解釈の論理に依拠することになる。しかしながら、実際、コンストラクティヴィズムの機能は、日本という特殊事例に関する実証主義国際関係理論のすき間を埋めるといふ点に限定される。つまり、バンドワゴンの論理では捉えきれない、日本独自の安全保障利益 (観) の説明を、規範構造という要素を導入することで補完するといふ論理構造である。

これによって、日米同盟の変動局面の説明がある程度可能になることは確かである。しかしながら、それはあくまで日米同盟という現存する安全保障主体の構成・維持の政治過程を問題化することに収斂し、憲法問題や沖縄基地問題は、そのかぎりで外部化あるいは周辺化されることになる。したがって、(少なくとも理論的な) コンストラクティヴィストの立場は、何が客観的／普遍的な問題であり、何が主観的／特殊な問題であるかの判断についての審判を恣意的にくだすことができる「神のまなざし」に依拠することになる。そこには、理論的選択そのものの構成過程を権力の問題として理解するといふ姿勢が欠落しているからである。

日米同盟をめぐる政治過程と言説は、構造的アナーキー／冷戦構造／国家安全保障という権力／知の領野において構成されてきた。いうまでもなく、日米同盟は、日米両国にとつて、それぞれの国家安全保障戦略を最も合理的に遂行する手段として、政治的に選択されたものであり、そこには「安全保障」といふ問題構成の領域の内部に極めて巧妙な形で権力効果が構造化されている。安全保障とは、「構造的アナーキー下における国民国家 (それはそこに居住する「国民」全ての生命および財産と等置される) に対する外部からの脅威をいかにして排除するか (何から何をい

かにして守るか」という命題に対する解答の作成過程である。必ずしも、軍事力という手段に依拠する必要はないが、構造的アナーキーという制約を受容している以上、少なくとも軍事的な要件を除外することなく、この抽象命題に、具体的な意味を付与することが、安全保障戦略および政策決定の必要条件となる。

「脅威」とは何か、「国民」とは誰か、「国家」によって保障される「安全」とはいかなる状態を指すのか、それは誰にとつての、どの様な「安全」を意味するのか等々、これらの問題は全て客観的かつ一義的に決定できるものではない。しかしながら、政治的な意思決定とは、様々な可能性の中から優先順位を権威的に決定し、選択することである。そして安全保障政策の決定過程とは、これらの命題に合理性と正当性を承認させることのできる解答例を示すことに他ならないのである。しかもそれは、政治的正統性をめぐる政治でもあるため、現実に行使される権力と言説上の権力関係のせめぎ合いの様相を不可避的に呈することになる。⁽⁹⁰⁾

結果、言説領域における普遍性／合理性／客観性の政治と人間の生と死の領域である安全保障をめぐる政治は一元化することになる。ここに至って、理論言語を客観性を担保するための中立的な道具と見なす実証主義国際関係理論など虚構以外の何ものでもないことが明らかになる。換言すれば、安全保障とは、権力と知の領域において展開される、安全保障主体(および、そのコロシアムとしての客体)の間主観的な構成をめぐる権力闘争を意味するのである。そして、この点で権限を掌握した側、つまり安全保障をめぐる言説に具体的な意味内容を付与し、それを実行する側が、圧倒的な権力、即ち象徴権力を掌握することになる。国際政治という領域が、様々な批判を浴びながらも、構造的アナーキーという政治的虚構を堅持し、国際関係理論および安全保障研究という知の領野において、圧倒的多数者(その多くは広義の実証主義者である)が、これを様々な形で正当化する言説の生産に従事していることは、象徴権

力への奉仕に他ならない。

他方、国家／国際安全保障の領域から排除され、それに対する異議申し立ての手段を剥奪された、マイノリティーにとって、安全保障をめぐる政治はまさにひとつの権力として機能する。しかも、にもかかわらず、安全保障という問題設定そのものに内在する権力性に関する言及がほとんどなされないという事実は、そこに誤認^(一)再認をくり返すことよって、象徴権力を構成する、権力側と被権力側の共犯関係が成立していることを意味している。もちろん、繰り返し述べるが、象徴権力としての安全保障は、決して特定の個人や集団によつて捏造され、(モノのように)所有されるわけではなく、権力／知のせめぎ合いの中で構成され、その取り込みで成功した者が牧人＝司祭としての権力を行使するということに過ぎない。

日米同盟と沖繩をめぐる問題は、主体構成と象徴権力をめぐる政治の具体的な事例である。沖繩戦および米軍統治という歴史経験は、戦争と平和に関する膨大な言説を生みだした。しかしながら、にもかかわらず、むしろそれゆえに、沖繩は国家／国際安全保障という領域において沈黙を余儀なくされることになる。というのも、いわゆる沖繩経験を通じて醸成された、民衆レヴェルの歴史認識は、強固な反戦平和意識と沖繩独自の「平和文化」の創造へと結びついてきたからである。問題は、このような独自の歴史経験と平和文化を構築してきた「沖繩経験」と日米同盟の最前線である在沖米軍基地がひとつの時空間を共有しているという事実である。

「戦争と平和」という同じ社会現象に関する言説であるにもかかわらず、反戦平和論者は、(国家)安全保障について、外部から批判することはできても、決して内在的論理の領域に立ち入ることはできない。なぜなら、反戦・平和そのものは、「何から何をいかにして守るのか」という安全保障の問題設定に対して(絶対平和の実現によつてそ

のような問いかけを無意味化することを除けば、具体的な解答を与えることはできないのである。そのようなことは倫理的に想定外の問題だからである。反戦平和論者にとつての倫理的目的は、あくまで軍事力という手段そのものの廃絶にあり、そこには、軍事力行使に訴えることなく、「安全保障上のリスク」を軽減するという実践的な問題意識は含まれないのである。そして、日米同盟を含む同盟システム一般が、国家安全保障の論理によつて形成され、稼働するものである以上、反戦平和の論理は外部化され、周辺化されざるをえないことになる。

したがつて、あくまで外在的な論理に留まりながら、安全保障を「戦争と平和」の問題の一部として処理しようとする、反戦平和論は象徴権力としての安全保障を維持強化する方向に作用することになる。なぜなら、安全保障の論理に対する道義的批判は、国家安全保障という自律した領域の存在を前提としており、意図するしないにかかわらず、象徴権力の基本構造を既に承認しているからである。そこには、象徴権力の特徴としての、共犯関係と、それに基づく支配従属関係が成立しているのである。

沖縄の本土復帰後、安全保障をめぐる日米両政府と沖縄の関係は、象徴権力としての安全保障の論理によつて、構造化されてきた。その結果、冷戦から冷戦後世界へと至る国際構造の激変および、非軍事的安全保障の要請という安全保障概念の変容にもかかわらず、「安全保障主体としての国家」という虚構が特権的に構成され、在沖米軍基地の存在に起因して発生する諸問題を安全保障の外部の問題として捉えることが一般化したのである。

このことを図らずも証明することになったのが、第二章でも言及した、一九九四〜九八年に「米軍用地の強制使用代理執行拒否」をめぐつて、日米両政府と沖縄県の間で展開された一連の政治過程である。とりわけ注目すべきは、先にあげた代理署名拒否裁判における大田知事の以下の証言である。

「現在、安保体制がそれほど重要だというのであれば、どうしてその責任を全国民で負担しないのかと、基地から発生するしわ寄せの部分だけをおつかぶせる形で弱い立場にある沖縄のようなどころに押し付けていくと。そして、沖縄の状況というのは、遠く離れてみえますし、本土からなかなか見えなわけですね。そして、また、見れども見えずつという側面もあるわけなんです。ですけど、我々が、沖縄の基地を整理縮小してほしいということが安保の否定につながるるとすれば、先ほど申し上げたように、沖縄の基地を本土に分散させるということも米軍はつきり言ってるわけですから、それを拒否してる本土の皆さんはじゃあ安保を拒否してるかということ、私は必ずしも安保を拒否してるとはいえないと思うんですね。ですから、そういう意味で、沖縄だけが過重にしわ寄せされる形で基地の負担を強いられている、あるいは余儀なくされている状態というのは、地方自治の立場からいっても、憲法のいろいろな規定からいっても是正すべき非常に大事なことだというふうに認識しています。」⁶²

これは日本国憲法の平等原則と沖縄の状況に関する認識を問われての陳述であるが、ここでは「反戦平和の論理」は問題の背景に退き、日米安保体制を既成事実として認めたくえで、日米同盟の中の日本(本土)と沖縄の関係へと、その論点は移っている。⁶³ 換言すれば、それは日米同盟を構成する安全保障主体のあり方、引いては日米同盟そのものあり方に関する異議申し立てであり、国家安全保障対反戦平和主義という、沖縄返還以降続いてきた、日米安保体制をめぐる象徴権力関係に(はじめて公的な場において)縦びが見えた瞬間であった。

安全保障という象徴領域は、一度構造化されれば、それが人間の生死の問題に直接かつ特権的に関わる問題である

がゆえに、外部からの批判に対して、極めて強靱な耐性を示す。日本の反安保闘争や反戦平和運動が、今日に至るまで日米安保体制が依拠してきた「脅しの体系」を克服できなかったことは、その証左である。しかしながら、逆に、一度その内部に入り込むと（内在論理の承認を通り抜けると）、その象徴的支配効果は著しく損なわれることになり、むき出しの権力関係そのものが顕在化することになる。

一九九五年九月以降、大田県政下で展開された大規模な民衆運動のうねり、いわゆる「沖縄闘争の第三の波」は、このことを顕著に示している。¹⁶⁵ここではかつての反安保闘争という側面は影を潜め、「平等な基地負担」という点に闘争の焦点は特化されたといつてよい。したがって、大田証言にもあるように、より重要な争点となったのは、憲法第九条よりも第一四条の「法の下の平等」であった。

冷戦後も日本政府は日米安保体制の重要性を訴え続け、特に「ナイ・リポート」以降はアメリカの日米同盟積極維持派の後押しもあり、アジア・太平洋地域の「平和と安定」を維持するためには、在日米軍基地の存在が不可欠であるという主張を正当化することに概ね成功していた。しかしながら、それは沖縄に米軍基地が集中することの政治的正統性を意味していたわけではない。軍事戦略的な合理性に基づく在沖米軍基地の正当化の試みは、一定の説得力を持ち得るかもしれないが、それが在日米軍基地の七五%の集中という客観的な不平等状況に政治的正統性を付与するだけの象徴的支配効果を持ち得ないことは誰の目にも明らかである。そのため、日本政府は、沖縄の本土復帰以降、常套手段として使用してきた、「国家安全保障」という象徴権力の行使を封じられ、アメ（補助金による懐柔）とムチ（訴訟による脅し）という、極めて古典的な権力資源に依存せざるを得なくなったのである。

おわりに

ここで、先に言及した、ブルデューの「(論理的)統合が(倫理的)統合の前提条件となる」という指摘を想起する必要がある。倫理的統合が象徴権力を構成するうえで、不可欠な要素であることはいうまでもない。そして権力の象徴機能が欠落すれば、権力関係を維持するコストは跳ねあがり、権力のエコノミーは著しく非効率なものとなる。そして、最終的には権力構造そのものの崩壊を招来することにもなるのである。

冷戦構造の崩壊と初期クリントン政権がとった経済重視の方針^{（師）}によって、日米同盟は一時的に危機に陥った。しかしながら、「ナイ・レポート」を通じて、冷戦後の日米同盟は「新しい」論理的統合を果たし、それは日米安保の「再定義」という新しい正統性(倫理的統合)の創出へと連動した。しかしながら、それはあくまで日米同盟の外在論理に関わる正統性であり、在沖米軍基地の過重負担という内在論理を貫徹するには明らかに不十分なものであった。

日本政府が沖繩を合理的に説得する言葉を喪失した最大の理由は、冷戦後の在沖米軍基地の存在を論理的/倫理的に統合することに失敗したことにある。なぜなら、そのことが、復帰後一貫して利用されてきた象徴権力としての「国家安全保障」の象徴的支配効果あるいは政治的正統性を相殺し、沖繩基地問題が実は安全保障の問題ではなく、権力関係そのものの問題であることを、はじめて公的に顕在化させたからに他ならない。

他方、「ナイ・レポート」において言明された、冷戦後のアジア・太平洋地域における米軍のプレゼンスと同地域

における米軍一〇万人駐留体制の維持が、大田知事に代理署名拒否を決断させる直接のきっかけとなったという事実を考えれば、そこに新しい象徴権力構造の構築過程をめぐる権力闘争を見いだすこともできよう。⁶⁷

ナイ自身は朝鮮半島情勢を中心とする東アジアの戦略状況が変化すれば、米軍の駐留兵力の削減もあり得ると後に証言しているが、アメリカにとって、（ペルシャ湾岸地域を含む最も広い意味での）アジア・太平洋地域の戦略的重要性に変化がないかぎり、この地域から不安定要因が根絶される可能性は、現実的にはほとんどあり得ない。「ナイ・リポート」に大きな衝撃を受けた大田は「ナイ氏の『東アジア戦略報告』によって、日本政府の意向が縛られてしまいうなら、この先、「予見し得る将来」にわたって、沖縄の基地が整理・縮小されることもありえない。こうして私は沖縄からこれまで以上に強く異議を申し立てない限り、基地問題の解決を促進することはできないと考えるようになった⁶⁸」と述べている。

「ナイ・リポート」は、冷戦構造の崩壊によって、その象徴支配効果を大きく減じた象徴権力としての安全保障を再強化するために打ちだされた論理的／倫理的統合策に他ならず、大田の代理署名拒否の決断は、「冷戦安保」とポスト冷戦型の「再定義安保」の間隙を縫って仕掛けられた象徴闘争として捉えることができるのである。⁷⁰

(1) 安全保障研究への「人間の安全保障」概念の導入が国家安全保障の相対化を促進したことは確かである。しかしながら、では具体的に、「人間とは誰か」という問いそのものが、安全保障領域においては、極めて政治的な意味合いを帯びることになる。フーコーの研究が明らかにしているように、普遍的な存在としての「人間」とは近代の産物であり、人為的構造物に他ならない。実際に存在しているのは、現実を生きる具体的な「何者か」であり、人間一般などというものとは存在しない。したがって、権力／知の観点からすれば、認識論上の「人間」の構成過程が権力関係の網の目の内側にあることは明らかである。

例えば、冷戦後、国連の「人間の安全保障」重視の方針を受けて、近年、日本の外務省の「人間の安全保障」への対応は概して好意的なものであるが、それは国家安全保障と「人間の安全保障」の本来的な緊張関係を、意図的に捨象し、「人間の安全保障」を国家安全保障の延長線上に位置づけようとするものである。これは国家（あるいは国際）安全保障による「人間の安全保障」のハイジャックに他ならない。

人間の安全保障論は、多くの場合、普遍的な概念を構築する際に派生する、具体的条件（権力関係）への理論的関心を著しく欠如させているため、あるいは「人間の安全保障」概念も、他の安全保障概念同様、強い論争性を免れ得ない概念であるにもかかわらず、その点に無自覚なため、このような現象を招来することになる。

この点を問題化したものとして以下を参照。土佐弘之「人間の安全保障」という逆説——〈恐怖からの自由〉と〈他者への恐怖〉——（『現代思想』、二〇〇二年六月号）一七〇—一八五頁。「人間の安全保障」も概略については、UNDP, *Human Development Report 1994*, New York: Oxford University Press, 1994, pp. 22-40; Mushakoji Kinhide, "Human Security as an Integrative Concept for UN Policies," *PRIME*, vol. 2, 1994, pp. 39-52; 栗栖薫子「人間の安全保障」(『国

際政治』第一一七号、一九八五年) 八五〜一〇二頁を参照。

また外務省の「人間の安全保障」に対する総花的な姿勢は『外交フォーラム』(一九九九年一月号)の特集、「人間の生存・尊厳のための安全保障を―ヒューマン・セキュリティの時代―」に見てとることができる。

(2) 拙稿「国際関係理論の認識論的転回(一)(二)―実証主義と権力/知―」(『筑波法政』、第三〇、三一号、二〇〇一年三月、九月) 一七〜五五頁、五一〜九〇頁を参照。

(3) 国際関係理論における「権力/知」概念の適用について、以前筆者は詳細な検討をこころみた。同論文。

(4) 原彬久「日米安保体制と冷戦」(『国際政治』、第一〇〇号) 一九九二年、一九九〜二一九頁。

(5) 原彬久によれば、国際的権力構造としての(広義の)「日米安保体制」と法制上の装置である「日米安保条約」(狭義の日米安保体制)は、歴史的にも、論理的にも、明確に区別されなければならない。この定義に筆者は基本的に同意するが、法的関係を含めた安全保障関係の総体を表すには前者は広すぎるし、後者は狭すぎる。本稿では、国際条約上の取り決めの中心として、そこから派生する政治・軍事的関係全般を意味する言説として「日米同盟」という用語を使用する。同論文 二〇〇頁。

(6) 例えば、Glenn H. Snyder, *Alliance Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 1997; 船橋洋一編著『同盟の比較研究―冷戦後秩序を求めて―』(日本評論社) 二〇〇一年。

(7) 安保改定に関する歴史的研究は膨大な数であるが、代表的なものとして以下を参照。原彬久『戦後日本と国際政治―安保改定の政治力学―』(中央公論社) 一九八八年。坂元一哉『日米同盟の絆―安保条約と相互性模索―』(有斐閣) 二〇〇〇年。

(8) 日本の急激な経済大国化を背景に、主に一九八〇年代に噴出した「日米同盟責任分担論」に関しては、例えば以下を参照。ジョン・H・メイキン、ドナルド・C・ヘルマン編『日米同盟の再構築―国際的リーダーシップをどう分担するか―』(中央公論社) 一九八九年。

- (9) 冷戦後の日米同盟解体論として例えば以下を参照。Chalmers Johnson and E. B. Keehn, "The Pentagon's Ossified Strategy," *Foreign Affairs*, July/August, 1995, pp. 103-114
- (10) Stephen N. Walt, *The Origins of Alliances*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1987, pp. 19-21; Eric J. Labs, "Do Weak States Bandwagon?" *Security Studies*, vol. 1, no. 3, 1992, pp. 383-416.
- (11) Kenneth N. Waltz, "The Emerging Structure of International Politics," *International Security*, vol. 18, no. 2, pp. 75-76.
- (12) バランス・オブ・パワー等の国際政治における「バランス」や「均衡」を意味する概念が字句通りの「等分」を厳密に表すことは不可能である。したがって、何らかの意味で、そこには隠喩としての機能が含まれている。Richard Little, "A Balance of Power," in *Contending Images of World Politics*, ed. by Greg Fry and Jacinta O'Hagan, London: Macmillan, 2000, pp. 48-60.
- (13) 例えば以下を参照。豊下栢彦「安保条約の成立―吉田外交と天皇外交―」(岩波新書)一九九六年。同編『安保条約の論理―その生成と展開―』(柏書房)一九九九年。坂元、前掲書。
- (14) この点に関しては例えば以下を参照。中村明「戦後政治にゆれた憲法九条【第2版】―内閣法制局の自信と強さ―」(武力行使と一体化論)の総仕上げ―(中央経済社)二〇〇二年。
- (15) 例えば以下を参照。渡辺洋三「憲法と国連憲章―九十年代のゆくえ―」(岩波書店)一九九三年。
- (16) 拙稿「集団安全保障と国際連合」(『筑波法政』、第二十九号)一九九六年二月、三三七―三四一頁を参照。
- (17) この点に関しては例えば以下を参照。Joseph S. Nye, Jr., "The Case for Deep Engagement," *Foreign Affairs*, July/August, 1995, pp. 90-102; *op. cit.*, Johnson and Keehn; 田中均「新時代の日米安保体制を考える」(『中央公論』一九九六年一二月号)一二二―一二〇頁。室山義正「冷戦後の日米安保体制―「冷戦安保」から「再定義安保」へ―」(『国際政治』、第二一五号、一九九七年五月)一二六―一四三頁。渡邊昭夫「日米安保体制の新展開」(『国際問題』一九九八年

三月号)二〇～三六頁。

(18) このような視点に立つものとして例えば以下を参照。

John Mearscheimer, "Back to the Future: Instability in Europe After the Cold War," *International Security*, vol. 15, no. 1, 1990, pp. 5-56.

(19) この点に関しては、進藤榮一『現代紛争の構造—非極モデルの構築のために—』(岩波書店)一九八七年、一七八～一八五頁を参照。

(20) 冷戦後の東アジアにおける安全保障問題に関しては以下を参照。武貞秀士「北朝鮮の核疑惑問題とアジア・太平洋の安全保障」(『新防衛論集』第二二巻第四号)八二～九八頁。「米朝合意と今後の北朝鮮の核疑惑問題」(『新防衛論集』第二三巻第三号)八〇～九八頁。阿部純一「冷戦後の中国の安全保障観と東アジア—「独立自主の平和外交」と「中国脅威論」—」(『国際政治』、第一一五号、一九九六年五月)六三～八三頁。天見慧 編著『中国は脅威か』(勁草書房)一九九七年。

(21) *op. cit.*, Nye, 1995.

(22) 読売新聞安保研究会『日本は安全か—極東有事を検証する—』(康済堂出版)一九九七年、一八九～一九五頁。

(23) U. S. Department of Defense, *U. S. Security Strategy for the East Asia-Pacific Region*, Washington, DC: USPGO, 1995; *Report on the Security Relationship Between the United States and Japan*, Washington, DC: USPGO, 1995;

Joseph S. Nye, Jr., "The Nye Report: Six Years Later," *International Relations of the Asia-Pacific*, vol. 1, 2001,

pp. 95-103. 同報告は、一九九四年に、細川内閣において設置された「防衛問題懇談会」が提出した、いわゆる「樋口リポート」が「協調的安全保障 (cooperative security)」に依拠した、予防外交重視の自律的安全保障政策を指向していたことへの牽制という意味もあり、日米同盟の軍事的機能の積極的な活用を意図している。防衛問題懇談会報告書「日本の安全保障と防衛力のあり方—二十一世紀に向けての展望—」(Advisory Group on Defense Issues, "The Modality of the Security and defense Capability of Japan")、細谷千尋、有賀貞、石井修、佐々木卓也 編「日米関係資料集—一九四

五・九七―』(東京大学出版会)一九九八年、二二七〇―二二九〇頁。協調的安全保障については以下を参照。Janne E. Nolan, *Global Engagement: Cooperation and Security in the 21st Century*, Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1994.

また(ネオ)リアリズムと(ネオ)リベラリズムを巧妙に使い分ける、ナイの安全保障観は以下の文献によく表れている。ジョゼフ・S・ナイ、(長尾雄二郎 訳)「米国と東アジア―揺るぎない未来をめざして―」(『新防衛論集』第24巻第3号)五三―六五頁。Joseph S. Nye, Jr., *Understanding International Conflicts: An Introduction to theory and History*, 3rd, ed., New York: Longman, 2000.

(24) 細谷千尋 他、前掲書、一三四五頁。

(25) *op. cit.*, Nye, p. 91.

(26) この点の関しては、拙稿(一九九六)を参照。

(27) ナイは、日米同盟を維持しながらも、同時に、北東アジア版全欧安保協力会議の創設を提案している。これが、アジア地域における、安全保障レジームを想定していることは明らかである。Joseph S. Nye, Jr., "Coping with Japan," *Foreign Policy*, vol. 89, 1992-93, pp. 100-102.

(28) 冷戦後のNATOについては例えは以下を参照。S. Victor Papacosma and Mary Ann Heiss, eds., *NATO in the Post-Cold War Era: Does It Have A Future?*, London: Macmillan, 1995; Todd Sandler and Keith Hartley, *The Political Economy of NATO: Past, Present, and into the 21st Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999; Ivo H. Daalder and Michael E. O. Hanlon, *Winning Ugly: Nato's War to Save Kosovo*, Washington, D. C.: Brookings Institution Press, 2000; タナ・H・アリン(佐渡紀子 訳)「NATOは存在すべきなのか。」(船橋編著、前掲書)一七五―二〇五頁。

(29) 細谷 他、前掲書、一三四五―一三六八頁。

- (30) 『沖繩の米軍基地』 沖繩県総務部知事公室基地対策室、一九九八年三月、一五〇―一六頁。
- (31) 一九九五年から一九九六年にかけての沖繩基地問題の動向に関しては以下を参照。沖繩タイムス社編『五〇年目の激動』(沖繩タイムス社) 一九九六年。船橋洋一『同盟漂流』(岩波書店) 一九九七年。
- (32) 本稿において、沖繩問題あるいは沖繩基地問題という場合、「沖繩に米軍および自衛隊基地が存在することに起因して、沖繩県内およびその周辺地域において構造的に引き起こされる潜在のあるいは顕在的な諸問題」という緩やかな定義を用いる。これには、騒音、演習中の事故、環境汚染、米軍関係者による犯罪等、日常的に発生している事件・事故のレヴェルから地域の振興開発の障害あるいは、有事の際に、その戦略的価値ゆえに被る危険性まで、あらゆる意味で沖繩県民の生命および安全に関わる問題が含まれる。
- (33) この点に関しては、拙稿「冷戦後の安全保障研究と『沖繩基地問題』——批判安全保障研究を中心に——」(『国際政治』、第二二〇号) 一九九九年、一五六―一五九頁を参照。
- (34) Barry Buzan, *People, States and Fear: An Agenda for International Security Studies in the Post-Cold War Era*, 2nd ed., Boulder and London: Lynne Rienner, 1991, pp. 35-53.
- (35) 大田昌秀「戦後沖繩は、どのようにして分離・占領されたか」同編『写真集 沖繩戦後史』(那覇出版社) 一九八六年、四七―四八頁。詳細については、大田昌秀「アメリカの対沖繩戦後政策」坂本義和・R・E・ウォード 編『日本占領の研究』(東京大学出版会) 一九七八年、五〇七―五三八頁。
- (36) アメリカの対沖繩政策と占領統治下の沖繩については、以下を参照。宮里政玄「アメリカの対沖繩政策の形成と展開」同編『戦後沖繩の政治と法』(東京大学出版会) 一九七五年、三―一六頁。大田昌秀『沖繩の帝王 高等弁務官』(久米書房) 一九四八年。同『沖繩の挑戦』(恒文社) 一九九〇年。
- (37) 一九九五年一月の「沖繩に関する特別行動委員会(SACO)」設置以来、米軍基地の整理縮小に関していくつかの試みがなされてきているが、ほとんどの案が、県内移設を前提条件としているため、沖繩の全体的な基地負担はほとん

ど変化していない。基地被害の実態については、『沖繩の米軍基地』、一八一～二〇四頁、三四三～三九六頁。

(38) 『沖繩の米軍基地』、三四三～四〇五頁。普天間航空基地に関しては移設が決定しているが、あくまで、それは県内移設であり、相対的な危険の軽減を意味するに過ぎない。そのため普天間移設の評価に関する県民世論は決して一致していない。普天間飛行場返還をめぐる政治過程に関しては以下を参照。沖繩タイムス編、前掲書、一二二～一二八頁。船橋、前掲書。

(39) 経済振興阻害の実態に関しては、沖繩県編『沖繩苦難の現代史』(岩波書店) 一九九六年、一二〇～一三三頁。沖繩経済と米軍基地の關係に関しては、『沖繩の米軍基地』、二七九～二九三頁。

(40) 米軍基地に起因する環境破壊に関しては以下を参照。同書、一九八～二〇一頁。福地曠昭『基地と環境破壊』(同時代社) 一九九六年。

(41) ソ連の崩壊によって、アメリカの世界戦略の重点が東アジアからアジア太平洋地域全域に拡大したことを考慮すれば、在沖米軍基地の重要性はむしろ高まると考えられる。U. S. Security Strategy for the East Asia-Pacific Region, pp. 1-7, *op. cit.*, Nye, pp. 90-102.

(42) U. S. Security Strategy for the East Asia-Pacific Region, pp. 18-20.

(43) 「地方自治法一五一条の二第三項の規定に基づく職務執行命令裁判請求事件」における被告沖繩県知事本人調書(速記録)、平成八年三月二一日午後一時〇〇分、五三～五四頁。

(44) 例えば以下を参照。I. M. Destler, Hideo Sato, Priscilla Clapp and Haruhiro Fukui, *Managing an Alliance*, Washington, D. C. : The Brookings Institution, 1976 ; Roger Buckley, *US-Japan Alliance Diplomacy 1945-1990*, Cambridge : Cambridge University Press, 1992 ; 室山義正『日米安保体制(上下)』(有斐閣) 一九九二年。他方、冷戦後の日米安保体制と沖繩の相関關係を論じたものとしては、東海大学平和戦略研究所 編『分析と資料日米安保と沖繩問題』(社会評論社) 一九九七年を参照。

- (45) 沖縄の歴史認識および社会意識の理解に有用なものとして、例えば以下を参照。大田昌秀『新版 沖縄の民衆意識』(新泉社)一九九五年。比屋根照夫『近代沖縄の精神史』(社会評論社)一九九六年。与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化—米軍支配と大衆運動のダイナミズム—』(沖縄タイムス社)二〇〇一年。
- (46) ブルデューの「象徴権力論」については以下を参照。Pierre Bourdieu and Jean-Claude Passeron, *Reproduction: In Education, Society and Culture*, trans. by Richard Nice, London: SAGE, 1977; Pierre Bourdieu, *Language and Symbolic Power*, ed. by John B. Thompson, trans. by Matthew Adamson, Cambridge: Polity Press, 1991; 山本哲士・福井憲彦「みえない権力」をみる—『象徴権力論』読解—(『Factes』no. 1, 一九八六年) 八四—九九頁。
- (47) フーコーとブルデューを相互連関的に捉えるという観点は以下の文献から示唆を得たものである。山本哲士『デイスクールの政治学—フーコー、ブルデュー、イリイチを読む—』(新曜社)一九八七年。山本、前掲書、一九九二年。『ピエール・ブルデューの世界』(三交社)一九九四年。『フーコーの〈方法〉を読む』(日本エディタースクール出版部)一九九六年。
- (48) *op. cit.*, Bourdieu and Passeron, p. 4.
- (49) ブルデューが象徴権力の典型としてあげるのが教育システムである。
- Pierre Bourdieu, *Distinction: A Social Critique of the Judgement of Taste*, trans. by Richard Nice, Cambridge: Harvard University Press, 1984.
- (50) 同盟の基本機能である抑止戦略には常に「安全保障のジレンマ」が付きまわっており、日米同盟によるそれも、東アジア地域における安定要因となるか不安定要因となるかは、戦略環境の変化と同盟システムの運営に依存しており、これを一概に評価することはできない。冷戦後の日米同盟の役割を否定する立場のものとしては以下を参照。都留重人『日米安全保障への道』(岩波新書)一九九六年。
- (51) *op. cit.*, Bourdieu, 1991, p. 166.
- (52) 現代国際関係理論の観点から特に冷戦後の日米同盟を論じたものとして以下を参照。土山實男「ライアンス・ディレ

ンマと日本の同盟外交―日米同盟の終わり―」(『レビューアサン』第二三三号、一九九三年)五〇―七五頁。「同盟の終焉?―日米関係のゆくえ―」猪口孝 他編著『冷戦後の日米関係』(N.T.T出版)一九九七年、二九―六九頁。「日米同盟の国際政治理論―リアリズム・リベラル制度論・コンストラクティヴィズム―」(『国際政治』、第一一五号、一九九七年五月)一二六―一四三頁。

(53) コックスは、問題解決理論と歴史構造そのものを問う「批判理論」を対比しているが、両者の関係は完全に排他的なものではな^く。Robert W. Cox, "Social Forces, States and World Order: Beyond International Relations Theory," *Milennium: Journal of International Studies*, vol. 25, no. 1, vol. 10, no. 2, 1981, pp. 128-130; pp. 210-211.

(54) 例えば、ケネス・ウォルツは、国際関係理論における国際政治と国内政治の峻別を放棄すれば、混乱をもたらすだけであると断じるが、その中には理論と(政策的)実践の間の構成関係に対する関心は存在しない。Kenneth N. Waltz, "Reflections on Theory of International Politics," in *Neorealism and Its Critics*, ed. by Robert O. Keohane, New York: Columbia University Press, 1986, p. 340.

(55) 同盟を一種の制度と見なす立場は、もともと冷戦後のNATOの存在を説明するために発展したものが、近年、日米安保体制にも適用されつつある。例えば以下を参照。Joseph S. Nye and Robert O. Keohane, "The United States and International Institutions in Europe after the Cold War," in *After the Cold War: International Institutions and State Strategies in Europe, 1989-1991*, ed. by Robert O. Keohane, Joseph S. Nye and Stanley Hoffmann, Cambridge: Harvard University Press, 1993, pp. 104-126; Charles L. Glaser, "Future Security Arrangements for Europe," in *Collective Security beyond the Cold War*, ed. by George W. Downs, Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1994, pp. 217-255; Marco Carnovale, ed., *European Security and International Institutions*, New York: St. Martin's Press, 1995; 土山「同盟の終焉」、五五―五七頁。「日米同盟の国際政治理論」一七〇―一七三頁。

(56) 船橋洋一「日米安保再定義の全解剖」『世界』一九九六年五月、二二―五三頁。佐々木芳隆「米国はなぜ『安保再定義』

をしたか」(別冊「世界」、一九九七年一〇月号) 九八―一六頁。

(57) 拙稿(二〇〇一・九)、七―七九頁、参照。

(58) 土山、「同盟の終焉?」五八―六〇頁。「日米同盟の国際政治理論」一七三―一七五頁。Thomas U. Berger, "Norms, Identity and National Security in Germany and Japan," in *The Culture of National Security*, ed. by Peter J. Katzenstein, New York: Columbia University Press, 1996, pp. 317-356. 参照。

(59) ジェームス・マーチとジョン・オルセンは、「客観的な説明論理」「結果の論理」、主観的な解釈論理に「適切々の論理」という表現を用いているが、意味するところに大きな違いはない。James G. March and John P. Olsen, *Rediscovering Institutions*, New York: Free Press, 1989, pp. 160-162.

(60) したがって、いかに「科学的な」装いを施そうと、政治における言説は常に何らかの意味で論争概念であるという点はいくら強調しても強調し過ぎることはない。この点に関しては以下を参照。William E. Connolly, *The Terms of Political Discourse*, 3rd ed., Cambridge: Blackwell, 1993.

(61) 国際関係論における、ポスト構造主義アプローチは、この点を極めて重視するが、日本を含む学界状況の中で、その存在は極めてマイナーなものといわざるを得ない。ポスト構造主義的安全保障研究の全体像を簡潔にまとめているものとして以下を参照。Lene Hansen, *The Conceptualization of Security in Poststructuralist I. R. Theory*, København: Institut for Statskundskab København Universitet, 1994.

(62) 「地方自治法」五一条の二第三項の規定に基づく職務執行命令裁判請求事件」における被告沖縄県知事本人調書(速記録)、平成八年三月二一日午後一時〇〇分、六九―七〇頁。

(63) 代理署名拒否をめぐる沖縄側の見解については以下を参照。大田昌秀『沖縄の決断』(朝日新聞社)二〇〇〇年、一五三―二〇六頁。

(64) 一般に沖縄の民衆運動の歴史には、一九五六年の「島ぐるみ闘争」、一九六〇年代末から七〇年代初頭にかけての「七

○年安保・沖縄闘争」、そして一九九五年の反基地運動の三つの波の存在が指摘できる。新崎盛暉「沖縄闘争―その歴史と展望―」、『沖縄を読む』情況出版、一九九九年）三九―四七頁。

(65) 冷戦後における沖縄の地政学的な重要性を強調したものととして、例えば以下を参照。R. K. Dobson, "Okinawa: Location, Location, Location," *Proceedings*, June, 1996, pp. 14. 廣田恭一「沖縄米軍基地問題の真実と展望」、『新防衛論集』第24巻第3号）65―82頁。

(66) この点に關しては以下を参照。The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, Washington, DC: U. S. Government Printing Office, 1995.

(67) 大田、前掲書（二〇〇〇）、一五九―一六〇頁。

(68) 同書、一六三頁。

(69) 同書、一六一頁。

(70) 冷戦期とポスト冷戦期の日米同盟の比較に關しては、室山、前掲論文を参照。